

令和3年9月清須市議会定例会会議録

令和3年8月30日、令和3年9月清須市議会定例会は清須市役所議事堂に招集された。

1. 開会時間

午前 9時30分

2. 出席議員

1番	松岡繁知	2番	山内徳彦
3番	富田雄二	4番	下堂菌稔
5番	浅野富典	6番	松川秀康
7番	大塚祥之	8番	小崎進一
9番	飛永勝次	10番	野々部享
11番	岡山克彦	12番	林真子
13番	加藤光則	14番	高橋哲生
15番	八木勝之	16番	伊藤嘉起
17番	岸本洋美	18番	久野茂
19番	白井章	20番	浅井泰三
21番	成田義之	22番	天野武藏

計 22名

3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

市	長	永田純夫				
副市	長	葛谷賢二				
教	育	長	齊藤孝法			
代	表	監	査	委	員	黒川了一
企	画	部	長	河口直彦		

総務部長	岩田喜一
危機管理部長	丹羽久登
市民環境部長	石田隆
健康福祉部長兼 企画部新型コロナウイルス ワクチン接種対策監	加藤久喜
建設部長	永渕貴徳
会計管理者	吉田敬
教育部長	加藤秀樹
監査委員事務局長	三輪晃司
企画部次長兼人事秘書課長	石黒直人
企画部次長兼企画政策課長	後藤邦夫
総務部次長兼財産管理課長	飯田英晴
総務部次長兼収納課長	三輪好邦
建設部次長兼土木課長	松村和浩
建設部次長兼都市計画課長	長谷川久高
建設部参事	大橋秀一
建設部参事	兼松俊彦
企業誘致課長	沢田茂
総務課長	楢本雄介
財政課長	服部浩之
税務課長	渡辺由利子
危機管理課長	舟橋監司
市民課長	伊藤嘉規
保険年金課長	篠田敬幸
生活環境課長	所邦治
産業課長	梶浦庄治
西枇杷島市民サービスセンター所長	北神聖久
清洲市民サービスセンター所長	葛山悟
春日市民サービスセンター所長	日比野鋭治

社 会 福 祉 課 長	鈴 木 許 行
高 齢 福 祉 課 長	古 川 伊 都 子
子 育 て 支 援 課 長	藏 城 浩 司
健 康 推 進 課 長 兼 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス ワ ク チ ン 接 種 対 策 室 長	寺 社 下 葉 子
新 清 洲 駅 周 辺 ま ち づ くり 課 長	前 田 敬 春
会 計 課 長	平 野 嘉 也
学 校 教 育 課 長	吉 野 厚 之
生 涯 学 習 課 長	辻 清 岳
ス ポ ー ツ 課 長	浅 野 英 樹
学 校 給 食 セ ン タ ー 管 理 事 務 所 長	吉 田 剛
監 査 課 長	木 全 信 行

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	栗 本 和 宜
議 事 調 査 課 長	高 山 敬
議 事 調 査 課 係 長	鈴 木 栄 治

6. 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 所信表明について
- 日程第 5 選挙第 5号 清須市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
- 日程第 6 同意第 2号 副市長の選任について
- 日程第 7 同意第 3号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 8 同意第 4号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 9 同意第 5号 公平委員会委員の選任について
- 日程第 10 同意第 6号 公平委員会委員の選任について

- 日程第11 同意第 7号 公平委員会委員の選任について
- 日程第12 同意第 8号 監査委員（識見を有する者）の選任について
- 日程第13 認定第 1号 令和2年度清須市一般会計決算認定について
- 日程第14 認定第 2号 令和2年度清須市国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第15 認定第 3号 令和2年度清須市介護保険特別会計決算認定について
- 日程第16 認定第 4号 令和2年度清須市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第17 認定第 5号 令和2年度清須市水道事業決算認定について
- 日程第18 認定第 6号 令和2年度清須市下水道事業決算認定について
- 日程第19 議案第37号 清須市個人情報保護条例及び清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第20 議案第38号 清須市税条例の一部を改正する条例案
- 日程第21 議案第39号 清須市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例案
- 日程第22 議案第40号 令和2年度清須市水道事業未処分利益剰余金の処分について
- 日程第23 議案第41号 令和3年度清須市一般会計補正予算（第6号）案
- 日程第24 議案第42号 令和3年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案
- 日程第25 議案第43号 令和3年度清須市介護保険特別会計補正予算（第1号）案
- 日程第26 議案第44号 令和3年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案
- 日程第27 報告第 6号 令和2年度清須市決算の健全化判断比率等について
- 日程第28 報告第 7号 尾張土地開発公社令和2年度決算に関する書類について
- 日程第29 発議第 1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）

（ 傍聴者 なし ）

(時に午前 9時30分 開会)

議長 (八木 勝之君)

おはようございます。

定刻になりましたので、令和3年9月清須市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、22名でございます。

これより本日の会議を開きます。

今回の本会議におきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言が発令中ですので、全般にわたり円滑な議会運営に御協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、18番久野議員、19番白井議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月24日までの26日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (八木 勝之君)

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月24日までの26日間に決定いたします。

日程第3、諸般の報告をいたします。

議会閉会中の動向について報告いたします。

お手元に配付してあります議員活動状況報告書のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

この議員活動状況報告書の中で主なものにつきましては、7月30日に瀬戸市において尾三11市議会議長協議会が開催され、議長と副議長が出席いたしました。会議では、尾三11市議会議員合同研修会について協議され、令和4年度以降休止することが決定されましたことを報告いたします。関係資料につきましては、事務局に保管してありますので、お願いいたします。

また、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和3年5月分から7月分までの例月出納検査の結果について及び同法第199条第9項の規定により、財政援助団体の監査結果報告が議長宛てに提出されておりますので、受理したことを報告します。朗読は省略します。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、所信表明についてを議題といたします。

市政に対する所信表明を永田市長より受けます。

所信表明は、発言席でお願いいたします。

永田市長。

< 市長（永田 純夫君）登壇 >

市長（永田 純夫君）

おはようございます。

議長のお許しを頂きましたので、市長就任2期目にあたる御挨拶と今後の市政運営について所信の一端を述べさせていただきます。

令和3年9月清須市議会定例会の開会にあたり、市政運営に対する所信を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

このたびの市長選挙におきましては、無投票という結果ではありましたが、市民の皆様から御信任を賜り、引き続き、清須市長として市政を担わせていただくことになりました。ここに心から厚く御礼申し上げますとともに、市民の皆様の期待の大きさに身の引き締まる思いでございます。

現在、コロナ禍という困難な状況の中ではありますが、市の行政運営の指針となる清須市第2次総合計画で目標とする「水と歴史に織りなされた安心・快適で元気な都市」の実現に向けて、総合計画で定める施策を着実に実行するとともに、今回の選挙で掲げた公約についてスピード感を持って実施してまいります。

これから本格的に市政運営に取り組むにあたり、私の基本的な考え方を申し述べたいと存じます。

まず、初めに、安全・安心であります。

市民の皆様生命と財産を守ることは市の第一の責務であり、治水・雨水対策が重要課題であると考えております。近年多発している局所的豪雨による道路冠水や住宅浸水被害の軽減を図る

ため、土田幹線をはじめとした雨水幹線の整備、配水ポンプ場の耐震・長寿命化、雨水貯留施設の適正な管理を図るとともに、国や県と連携し、庄内川の枇杷島橋と五条川に架かる清洲橋の架け替え及び水場川の改修による洪水対策を推進してまいります。

さらに、避難対策の強化を図るため、清洲庁舎跡地に避難場所と防災資機材等備蓄施設の機能を持つ（仮称）五条川防災センターを整備いたします。

加えて、災害時に避難所となる体育館の良好な環境の確保を図るとともに、児童・生徒の十分な体調管理を行う観点から、小中学校体育館に新たに空調設備を整備いたします。

また、災害対策基本法の改正に伴い、警戒レベル4の避難勧告と避難指示が避難指示に一本化され、警戒レベル5を緊急安全確保とし、立ち退き避難が危険である場合に直ちに安全確保を促すこととするなど、避難情報が改善されました。この避難情報等の防災情報や防犯情報など、市民の皆様にご正確かつ迅速に情報提供するために、すぐメール等の情報伝達手段の周知啓発を引き続き実施してまいります。

また、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあり、そうした空家等を少しでも減らしていくことが全国的な課題となっております。地域住民の生命・身体・財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、併せて、空家等の活用を促進するため所有者等に対する助言・指導を行い、適切な管理を促し、安全で安心なまちづくりに努めてまいります。

2点目は、子育て・教育であります。

本市の令和2年の出生率は、平成29年以来再び愛知県内で第1位となりました。しかしながら、令和2年の国勢調査の速報値の人口は平成27年の国勢調査と比較して微増であり、人口増加が頭打ちの状況になりつつあります。このような状況下において、若い子育て世代の方が安心して妊娠・出産・育児ができる子育てのしやすい環境を整備することが重要となっております。

現在、中学校卒業までの子どもの入・通院に係る医療費の助成を行っていますが、入院にかかる医療費の助成について、対象年齢を18歳までに引き上げ、対象者の拡充を行うことで子育て世代の経済的な負担の軽減を図ってまいります。

なお、このことにつきましては、本年10月より実施できるよう関連予算案と条例改正案を今定例会に提案いたしましたので、御審議賜りますようお願いをいたします。

また、保育園の入園及び児童館での放課後児童クラブの待機者ゼロを引き続き堅持するとともに、高まる3歳未満児の保育ニーズに対応するため、民間の小規模保育園等の誘致を積極的に進

めてまいります。

小中学校においては、令和2年度に導入した一人1台の端末及びICT支援員を積極的に活用し、児童・生徒の情報活用能力の育成を図るとともに、子どもたちが安心して機器を使うことができるように、情報セキュリティや情報モラルを含めたICT教育の充実を図ってまいります。

加えて、小学校高学年で教科化された外国語教育につきましては、専科講師を追加で任用し、基礎的な事項の習得、中学校への円滑な接続を図るため、小中学校間の連携を深めるとともに、教員の指導力向上への支援にも努めてまいります。

3点目は、健康・福祉であります。

初めに、新型コロナウイルス感染症についてであります。

この感染症は私たちの日常を一変させ、市政運営にも様々な影響を及ぼしました。議員各位並びに市民の皆様には、感染拡大の防止に向けた本市の取組について御理解と御協力を賜りましたことに心より厚く御礼を申し上げます。

また、一日も早くこの感染症を収束させるため、決め手となるワクチン接種につきましては、国や県、医療機関と連携し、一日も早く希望する市民への接種を終えることができるように努めてまいります。

加えて、基本的な感染予防対策である手指消毒やマスクの着用、三密の回避を引き続き周知するなど、感染症拡大の防止に全力で取り組んでまいります。

高齢者福祉につきましては、令和7年には、2025年問題である団塊の世代が75歳以上となり、この高齢化社会の中で、高齢者をはじめ全ての市民の暮らしを地域全体で支え、誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちづくりを進めてまいります。

まずは、地域包括ケアシステムの中核を担う機関の充実を図り、高齢者やその家族の身近な存在として寄り添った支援ができるよう、地域包括支援センターの機能を強化してまいります。

次に、認知症施策の推進として、認知症高齢者等に対する認知症高齢者個人賠償責任保険事業を創設するなど、認知症高齢者やその家族が地域で安心して生活することができるよう努めてまいります。

なお、このことにつきましても、本年10月より実施できるよう、関連予算案を今定例会に提案いたしましたので、御審議賜りますようよろしくお願いをいたします。

さらには、介護を受けながら安心して生活を送ることができるよう、先の任期期間中より建設を進めております特別養護老人ホームの完成に向けて、引き続き整備を進めてまいります。

また、障がい者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていけるよう、居住支援の機能を有する地域生活拠点等の整備に向けて関係機関と協議を進め、障がいのある人もない人も共に地域で暮らしていける共生社会の実現を目指してまいります。

4点目は、便利・快適・観光であります。

本市は、さらなる活性化が期待される名古屋大都市圏の中で豊かな水辺空間を有しており、今後のリニア中央新幹線の開業に伴い予想されるリニアインパクトや地域のニーズに対応するため駅周辺を中心とする市街地整備が着実に進展し、土地の有効利用や安心して快適な生活基盤がつくられるよう努めてまいります。

また、現在取り組んでおります名鉄名古屋本線新清洲駅付近鉄道高架事業をはじめ、枇杷島橋や清洲橋の架け替えに伴う幹線道路の整備につきましては、国や県などと連携し、着実に進めてまいります。

さらには、現在4か所で行われております土地区画整理事業につきましても早期完了を目指すとともに、それ以外の地域におきましても、社会経済情勢の変化に的確に対応しつつ、地域に応じた市街地整備を検討してまいります。

長年の本市の課題でありました斎苑の整備につきましては、施設周辺地区の皆様の御理解、御協力により、本年6月10日に供用を開始することができました。今後も引き続き、施設周辺の環境整備に努めてまいります。

観光の振興において、本市は清洲城やキリンビール名古屋工場、あいち朝日遺跡ミュージアムなどの施設を有しており、加えて、新たに取り組む特産品開発や市内商工業事業者の製品及び技術・サービスを紹介する新たなイベントの開催など、地域の活性化に取り組むことで市外来訪者の滞在時間延伸と観光消費拡大に努めてまいります。

5点目は、連携・行革であります。

全国的に少子高齢化が進展し、人口減少社会に移行する中であっても、本市は高い出生率を誇る元気なまちであります。高年齢化率は徐々に上昇しており、令和7年をピークとして人口減少局面に入ることが見込まれております。このような人口減少や高齢化の進展は地域経済の活力低下、社会保障関連費の負担増など、今後の市民生活と市政運営に大きな影響を及ぼし得る課題であるとの認識の下、まちの活力を成長・発展させるために、未来への投資を着実に進めていくことが必要であります。

こうした状況の中、地域経済の活性化や就労の場を確保するため、市外企業の誘致や市内企業の留置を進めてまいります。そのためには、国や県などの関係機関との連携を図り、企業の設備投資の動向や企業用地の需要などに関する情報収集に努めるとともに、本市の立地環境の優位性や利便性といった魅力を積極的に発信し、企業立地の促進に努めてまいります。

加えて、市内商工業の活性化に大きな役割を果たす市商工会につきましては、本市でも大きな課題となっている事業継承や急速なデジタル化等産業構造の変化に対応した経営改善普及事業の実施団体としてさらに連携を強化するとともに、市内企業や特産品の魅力を様々な媒体を活用して発信をしてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が懸念される昨今、市民の皆様が各種申請や施設予約などについてオンラインで行うことができる手続を拡充し、非対面・非接触を推奨することで新型コロナウイルス感染症拡大の防止に努めるとともに、市民の皆様の利便性の向上に努めてまいります。

以上、市政に臨む基本的な考え方を申し述べました。この任期中に各施策の実現、もしくは実施、または着手にめどがつくよう職員一丸となってスピード感を持って全力で取り組む所存でございます。

議員各位並びに市民の皆様には一層の御理解と御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げ、私の所信表明といたします。

ありがとうございました。

議長（八木 勝之君）

この所信表明に対し質疑のある方は、9月1日正午までに発言通告書の提出をお願いし、9月6日の本会議において質疑を行います。

お諮りいたします。

これより議案の審議に入りますが、日程第5、選挙第5号につきましては議会が行う選挙ですので、委員会付託及び質疑・討論を省略し、本日、簡易表決により採決を行いたいと思います。

次に、日程第6、同意第2号から日程第28、報告第7号までを一括議題とし、日程第6、同意第2号から日程第12、同意第8号までの案件につきましては人事案件でございますので、委員会付託及び質疑・討論を省略し、本日採決いたしたいと思います。

また、日程第13、認定第1号から日程第18、認定第6号までの認定案件及び日程第27、報告第6号につきましては、代表監査委員から監査結果及び所見の報告を受けた後、担当部長よ

り内容の説明を受けたいと思います。

日程第19、議案第37号から日程第26、議案第44号までの8議案につきましては、担当部長から内容の説明を受けます。

日程第27、報告第6号及び日程第28、報告第7号の2案件につきましては報告案件ですので、担当部長より内容の報告を受けます。

日程第29、発議第1号の意見書案につきましては、提出者から提案内容の説明を受けたいと思います。

なお、日程第13、認定第1号から日程第26、議案第44号までの14案件及び日程第29、発議第1号につきましては、本日は提案理由及び内容説明を受けるのみで散会し、質疑のある方は9月1日正午までに発言通告書を提出していただき、9月6日の本会議において質疑を行った後、各常任委員会に審査を付託したいと思います。

以上のような進め方でございますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (八木 勝之君)

異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げました方法で行うことに決定いたします。

日程第5、選挙第5号 清須市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを議題といたします。

選挙管理委員会につきましては、委員4名と補充員4名で構成されておりますが、いずれも任期が本年の9月1日までとなっております。選挙管理委員会委員につきましては、地方自治法の規定により議会が選挙することになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、申合せ事項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (八木 勝之君)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (八木 勝之君)

異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、ここで選挙管理委員会委員及び同補充員の名簿及び経歴書を配付いたします。

(選挙管理委員会委員及び同補充員の名簿及び経歴書の配付)

議長 (八木 勝之君)

ただいま配付いたしました名簿のとおり、選挙管理委員会委員には、小澤顕彦氏、増田温美氏、竹田景子氏、後藤幸平氏、以上の方を指名いたします。

次に、補充員には、石黒幸子氏、小川口曹氏、野村昌敏氏、林 ゆかり氏、以上の方を推選いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方を選挙管理委員会委員及び同補充員の当選人として定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (八木 勝之君)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました小澤顕彦氏、増田温美氏、竹田景子氏、後藤幸平氏、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

また、補充員には、石黒幸子氏、小川口曹氏、野村昌敏氏、林 ゆかり氏、以上の方が当選されました。

お諮りいたします。

補充員の順序につきましては、ただいま指名いたしました順序にいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (八木 勝之君)

異議なしと認めます。

よって、補充員の順序は、ただいま指名いたしました順序に決定いたしました。

次に、日程第6、同意第2号から日程第28、報告第7号までを一括議題といたします。

市長より一括して提案理由の説明を求めます。

永田市長。

< 市長（永田 純夫君）登壇 >

市長（永田 純夫君）

それでは、提案理由を申し上げたいと存じます。

今定例会に提案いたします案件は、同意7件、令和2年度清須市一般会計等の決算認定6件、一部改正条例案3件、令和3年度一般会計等の補正予算案4件、その他、令和2年度清須市決算の健全化判断比率等3件でございます。同意7件につきましては、本日御審議と御議決を賜りたいと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは、各案件について、順次、提案理由を説明申し上げます。

同意第2号 副市長の選任につきましては、葛谷賢二氏を引き続き清須市副市長に選任するため、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

葛谷賢二氏の経歴は、御配付いたしました同意案の裏面に記載をいたしました。御賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

同意第3号及び同意第4号 教育委員会委員の任命につきましては、太田光則氏及び上田恭子氏を新たに教育委員会委員として任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

それぞれの方の経歴は、御配付いたしました同意案の裏面に掲載いたしました。御賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

同意第5号から同意第7号までの公平委員会委員の選任につきましては、加藤 茂氏、日下部 壽子氏及び渡邊俊司氏を引き続き公平委員会委員として選任するため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

それぞれの方の経歴は、御配付いたしました同意案の裏面に記載をいたしました。御賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

同意第8号 監査委員（識見を有する者）の選任につきましては、黒川了一氏を引き続き監査委員として選任するため、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

黒川了一氏の経歴は、御配付いたしました同意案の裏面に記載をいたしました。御賛同を賜りますようお願いをいたします。

認定第1号 令和2年度清須市一般会計決算認定につきましては、決算の内容を説明いたします。

令和2年度予算に計上いたしました事業は、議員各位をはじめ市民の皆様の御協力をいただき、新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントなどの中止があったものの、概ね当初の目的を達成することができました。また、監査委員の決算審査も無事終了いたしました。深く感謝を申し上げる次第でございます。

一般会計の決算額は、歳入総額378億5千542万275円、歳出総額362億9千703万2千629円、実質収入額9億9千207万9千円でありました。

歳入の根幹であります市税は123億7千889万2千538円であり、予算額を上回ることができました。納税者各位の御理解の賜物と深く御礼申し上げます。

地方交付税につきましては、普通交付税で20億7千816万5千円、特別交付税で2億5千570万円を確保することができました。

市債につきましては、臨時財政対策債7億円や減収補填債4千700万円の他、新清洲駅北土地地区画整理事業債や小中学校の整備事業債などにより、合計で20億8千200万円を借りました。

歳出の主な内容を申し上げます。

まず、安全・安心の確保に向けて、指定避難所である全ての小中学校体育館に避難時の情報収集のためのテレビを設置した他、新川中学校には下水道接続に合わせてマンホールトイレの整備を行い、災害時の避難体制の充実を図りました。

次に、子育て支援については、保育園児の使用済み紙おむつの処分を園で実施する他、本年4月に開園したはなのもりこどもえんの整備を支援するなど、子育てしやすい環境づくりに努めてまいりました。

また、小中学校においても、学校施設長寿命化計画に基づく校舎の改修を継続して実施した他、全ての学校のネットワーク環境を整備するとともに、児童生徒に一人1台ずつタブレット端末の整備を行うなど、快適な学習環境の整備を行いました。

さらに、斎苑整備につきましては本体工事は完了し、本年6月に供用開始いたしました。

また、周辺環境改善事業についても、建設地区周辺の皆様の御協力を賜りながら実施するな

ど、便利で快適に暮らせるまちづくりの充実を図りました。

この他、市発展の基礎となる下水道整備事業や土地区画整理事業など、都市インフラ基盤の整備につきましても、限られた予算の中、予定どおり進めることができました。

今後も様々な行政ニーズへの対応が求められる一方で、社会保障関連費をはじめとする義務的経費の増加に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響も考えられ、厳しい行財政運営が続くことが予想されます。議員各位をはじめ関係機関の御理解と御支援を賜りつつ、努力してまいり所存でございます。

認定第2号 令和2年度清須市国民健康保険特別会計決算認定につきまして、決算の内容を説明いたします。

国民健康保険特別会計決算の決算額は、歳入総額5億7千417万4千741円、歳出総額5億6千293万3千599円、実質収支額1億3千124万1千円でありました。

歳入のうち国民健康保険税は1億3千444万6千263円を確保いたしました。引き続き、特定健康診査、特定保健指導などの疾病予防を実施するなど、国民健康保険特別会計の健全性の確保に努めてまいります。

認定第3号 令和2年度清須市介護保険特別会計決算認定につきまして、決算の内容を説明いたします。

介護保険特別会計の決算額は、歳入総額4億8千638万5千441円、歳出総額4億7千221万2千948円、実質収支額1億5千417万2千円でありました。

介護が必要な状態になっても、自宅や介護保険施設で安心して暮らすことができ、家族の介護負担を軽減することができるよう、保険制度の趣旨に沿い、健全な運営に努めてまいります。

認定第4号 令和2年度清須市後期高齢者医療特別会計決算認定につきまして、決算の内容を説明いたします。

後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入総額1億6千328万1千760円、歳出総額1億5千852万4千669円、実質収支額2千804万円でありました。

歳入のうち後期高齢者医療保険料は8億1千98万5千200円でございます。医療制度の趣旨に沿い、高齢期における医療の確保を図るため、広域連合により適切な医療の給付を行い、今後も保健の向上及び高齢者の福祉の推進に努めてまいります。

認定第5号 令和2年度清須市水道事業決算認定につきまして、決算の内容を説明いたします。

収入では、収益収入や受託工事収益などの収益的収入が2億2千428万5千50円、工事負

担金などの資本的収入が4千359万376円でありました。

支出では、原水及び浄水費などの収益的支出が1億9千623万8千58円、建設改良費などの資本的支出が1億5千112万5千482円でありました。

認定第6号 令和2年度清須市下水道事業決算認定について、決算の内容を説明いたします。

収入では、下水道使用料や雨水処理負担金などの収益的収入が17億5千425万2千789円、公共下水道事業受託者負担金や国庫補助金、企業債などの資本的収入が18億6千980万5千600円でありました。

支出では、管渠やポンプ場の維持管理費をはじめとする収益的支出が15億5千822万8千148円、汚水管の建設改良費をはじめとする資本的支出が23億6千668万3千360円であります。

議案第37号 清須市個人情報保護条例及び清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定を整理するための一部改正でございます。

議案第38号 清須市税条例の一部を改正する条例案につきましては、地方税法の一部改正に伴い、個人市民税の医療費控除の特例期間の延長等を行うための一部改正でございます。

議案第39号 清須市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例案につきましては、入院による医療に係る子ども医療費の対象者を18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものに拡大するための一部改正でございます。

議案第40号 令和2年度清須市水道事業未処分利益剰余金の処分につきましては、令和2年度清須市水道事業未処分利益剰余金1億856万4千536円のうち7千24万6千16円を資本金に組み入れ、残余を繰り越すことについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第41号 令和3年度清須市一般会計補正予算（第6号）案につきましては、子育て世帯を支援するため、今年10月から入院は高校生等も無料の対象となるよう、子ども医療費助成の対象年齢を18歳以下まで引き上げることや在宅介護を担う家族の負担を軽減するため、認知症高齢者等に対する個人賠償責任保険事業を新たに実施する他、新型コロナウイルスワクチンの接種体制の変更等に伴う経費の追加など、所要の補正を行うことといたしました。また、決算剰余金などの財源を基に、今まで予定した財政調整基金からの繰入れを取りやめ、さらに今後の財政

需要を考慮し、必要な基金に積み立てることといたしました。

補正額は7億6千514万1千円を追加し、予算の総額は291億8千320万2千円となります。

議案第42号 令和3年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案につきましては、前年度決算に伴う精算措置について所要の補正を行うことといたしました。

補正額は1億1千124万1千円を追加し、予算の総額は57億7千977万8千円となります。

議案第43号 令和3年度清須市介護保険特別会計補正予算（第1号）案につきましては、前年度決算に伴う精算を措置するとともに、税制改正等に伴うシステム改修に係る所要の補正を行うことといたしました。

補正額は1億5千731万2千円を追加し、予算の総額は50億7千647万6千円となります。

議案第44号 令和3年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案につきましては、前年度決算に伴う精算を措置するとともに、本年度の負担金の額の決定に係る所要の補正を行うことといたしました。

補正額は7千292万7千円を追加し、予算の総額は17億840万3千円となります。

報告第6号 令和2年度清須市決算の健全化判断比率等につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和2年度清須市決算の健全化判断比率及び資金不足比率に監査委員の意見をつけて議会に報告するものでございます。

本市における一般会計等の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの指標によって判断される健全化判断比率と水道事業会計及び下水道事業会計の資金不足比率は、いずれも早期の健全化が求められる基準を下回っております。

報告第7号 尾張土地開発公社令和2年度決算に関する書類につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、尾張土地開発公社の経営状況について議会に報告するものでございます。

事業報告につきましては、取得面積は2千541.89平方メートル、取得金額は1億7千617万2千670円、処分面積は6千670.95平方メートル、処分金額は4億80万722円でございます。

決算につきましては、収益的収入は4億463万1千162円、収益的支出は4億348万

3千291円、資本的収入及び支出は5億7千697万3千392円でございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

詳細につきましては担当者から説明させますので、十分に御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議 長（八木 勝之君）

提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

これより同意案件の採決を行います。内容の同じ案件につきましては一括して採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議 長（八木 勝之君）

異議なしと認めます。

よって、内容の同じ案件につきましては、一括で採決を行います。

ここで、同意第2号の該当者が議場に見えますので、葛谷副市長の退室を求めます。

（ 葛谷副市長 退室 ）

議 長（八木 勝之君）

それでは、提案説明のありました日程第6、同意第2号 副市長の選任についての採決に入ります。

賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長（八木 勝之君）

ありがとうございました。

起立全員でございます。

よって、本案は原案のとおり選任同意することに決定いたしました。

葛谷副市長の入室を許可いたします。

（ 葛谷副市長 入室 ）

議 長（八木 勝之君）

ここで、再任されました葛谷副市長に御挨拶をお願いいたします。

挨拶は、発言席をお願いいたします。

葛谷副市長。

< 副市長（葛谷 賢二君）登壇 >

副市長（葛谷 賢二君）

葛谷でございます。

ただいま副市長の選任について再び同意をいただき、誠にありがとうございます。

もとより浅学非才、微力ではありますが、永田市長を補佐し、清須市発展のため、地方自治の本旨にあります住民福祉の向上のために誠心誠意尽力してまいる覚悟でございます。議員各位におかれましては、これまで以上に御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議 長（八木 勝之君）

次に、日程第7、同意第3号及び日程第8、同意第4号の教育委員会委員の任命についての2案件について、一括して採決を行います。

賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議 長（八木 勝之君）

ありがとうございました。

起立全員であります。

同意第3号及び同意第4号の2案件につきましては、任命同意することに決定いたしました。

次に、日程第9、同意第5号から日程第11、同意第7号までの公平委員会委員の選任についての3案件について、一括して採決を行います。

賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議 長（八木 勝之君）

ありがとうございました。

起立全員であります。

よって、同意第5号から同意第7号までの3案件につきましては、選任同意することに決定いたしました。

ここで、同意第8号の該当委員が議場に見えますので、黒川代表監査委員の退室を求めます。

(黒川代表監査委員 退室)

議 長 (八木 勝之君)

それでは、日程第12、同意第8号 監査委員 (識見を有する者) の選任についての採決に入ります。

賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 全 員 >

議 長 (八木 勝之君)

ありがとうございました。

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり選任同意することに決定いたしました。

黒川代表監査委員の入室を許可いたします。

(黒川代表監査委員 入室)

議 長 (八木 勝之君)

ここで、再任されました黒川代表監査委員に再任の御挨拶をお願いいたします。

挨拶は発言席をお願いいたします。

黒川代表監査委員。

< 代表監査委員 (黒川 了一君) 登壇 >

代表監査委員 (黒川 了一君)

引き続き監査委員に選任されました黒川了一であります。今後とも清須市のために職務を全うして、一生懸命働かせていただきます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

議 長 (八木 勝之君)

次に、黒川代表監査委員より、認定第1号から認定第6号までの決算認定及び報告第6号の意見書に係る監査結果及び所見についての報告を求めます。

報告は発言席をお願いいたします。

黒川代表監査委員。

< 代表監査委員 (黒川 了一君) 登壇 >

代表監査委員 (黒川 了一君)

ただいま議長より指名がありました代表監査委員の黒川了一であります。

先般、地方自治法第233条第2項、同法第241条第5項の規定及び地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、市長より審議に付されました令和2年度一般会計・特別会計歳入歳出決算、基金運用状況、水道事業会計決算及び下水道事業会計決算の審議並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、同法第22条第1項の規定に基づき、令和2年度決算の健全化判断比率及び資金不足比率の審議につきまして、監査委員を代表して意見を述べさせていただきます。

決算審査における総括的な意見を記載しております清須市決算審査意見書に沿って意見を申し上げます。

去る6月28日から8月16日までを令和2年度清須市水道事業会計決算及び下水道事業会計決算、7月19日から8月16日までを令和2年度清須市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び各基金運用状況と決算の健全化判断比率等について伊藤嘉起監査委員とともに審査いたしました。

初めに、令和2年度清須市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査意見についてであります。

清須市決算審査意見書の1ページを御覧ください。

第4、審査の結果につきましては、令和2年度の清須市一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の決算及び基金の運用は、いずれも適正でありました。

2ページを御覧ください。

令和2年度清須市一般会計及び特別会計を合わせた歳入決算総額は約500億4千926万円、歳出決算総額は約481億7千742万円、歳入歳出差引額は約18億7千184万円で、前年度に比べ歳入は約94億1千209万円の増加となっております。また、実質収支額は、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源約5億6千631万円を控除した約13億553万円となっており、前年度に比べ2億7千431万円増加しています。

3ページを御覧ください。

財政分析であります。

主要な財政分析指標は、財政力指数0.88、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は93.8で、前年度に比べ3.7ポイント上昇しています。実質収支比率は6.0%、4ページの自主財源比率は45.9%となっています。下段にあります将来にわたる財政負担の市債につきましては、令和2年度財政対策債など20億8千200万円を借り入れ、元金約19億6千939万円を償還し、令和2年度末現在高は約187億6千797万円であります。

5 ページを御覧ください。

一般会計の総括であります。

歳入決算額は約378億5千542万円、歳出決算額は約362億9千703万円で、前年度に比べ歳入は約93億9千161万円、歳出は約94億1千874万円増加しています。また、実質収支額は、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源約5億6千631万円を控除して約9億9千208万円となっています。前年度に比べ約2億807万円増加しています。

6 ページを御覧ください。

歳入の款別の決算状況であります。

予算現額に対する収入率は96.1%、調定額に対する収入率は96.3%でありました。

7 ページを御覧ください。

歳入決算額は、前年度に比べ約93億9千161万円の増加となっています。款別の構成比では、市税が32.7%、国庫支出金が32.2%、地方交付税が6.2%となっています。また、前年度と比較して増加している主なものは、分担金及び負担金、国庫支出金などであり、一方、減少している主なものは、自動車取得税交付金、地方特例交付金などであり、

8 ページを御覧ください。

市税をはじめとする自主財源は約173億8千999万円で、前年度に比べ約3億7千654万円増加しています。自主財源は、前年度に比べ2.2%増加しています。自主財源のうち市税が32.7%を占めています。

9 ページを御覧ください。

歳出決算額362億9千703万円、予算現額は約393億7千386万円で、執行率は92.2%となり、翌年度繰越額を差し引いた不用額は約14億9千528万円となっています。

10 ページを御覧ください。

歳出決算額は前年度に比べ約94億1千874万円増加しており、款別の構成比を見ると民生費が29.1%と最も高く、次いで総務費25.9%、教育費12.3%となっています。また、前年度と比べ額が増加したのは、総務費、労働費、商工費などであり、一方、減少したものは、議会費、農林水産業費、消防費であります。

11 ページを御覧ください。

性質別経費の構成比率については、義務的経費31.3%、投資的経費15.2%、その他の経費が53.5%で、このうち補助費等が31.2%を占めています。前年度と比較すると普通

建設事業費や補助費等の額が増加する一方、投資及び出資金は減少しています。

特別会計の状況につきましては、33ページから国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計ごとに歳入決算額、歳出決算額、歳入歳出差引額等について記載してあります。

39ページからは公有財産、有価証券などの財産について、決算年度中の増減高及び決算年度末の現在高等について記載してあります。

41ページを御覧ください。

基金の運用状況についてであります。

決算年度中の増減高につきまして、積立額は約5億35万円、取崩額は約11億5千423万円で決算年度末現在高は約49億5千421万円となっており、前年度末現在高に比べ約6億5千387万円減少しています。

42ページを御覧ください。

まとめとして記載してあります。下段から5行目を御覧ください。

我が国の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にあります。先行きについては、感染拡大の防止策を講じる中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあり、持ち直しの動きが続くことが期待されますが、内外の感染拡大によるリスクの高まりに十分注意する必要があります。

本市におきましては、合併特例措置の終了など、大幅な収入が見込めない中で新型コロナウイルス感染症の影響、高齢化の進展などに伴う社会保障関係経費の増加、土地区画整理事業などの都市計画事業の管理推進など本市に多くの課題があります。経費の財源不足を基金の取崩しや地方債に頼らざる得ない状況が続くと考えられます。また公債費や維持管理費といった将来の財政負担への対応などますます厳しさが増すことが予測されるため、積極的な財源確保に努められ、今後も効率的、計画的な財政運営が望まれるところであります。

さらに新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年度以降の税収についても注視する必要があります。歳入の根幹をなす市税につきましては、市税のうち法人市民税が前年より下回り、固定資産税、軽自動車税については、前年度より若干伸びていますが、市税全体では前年度に比べ減額となっています。収納率は前年度を若干上回り、収入未済額、不納欠損額は、共に前年度を下回る結果となっています。しかし収入未済額は依然として多額であることから、税の公正性、公平性及び行政に対する信頼性の観点からも滞納発生防止、計画的な徴収を行い、収納率の向上を

図られることを望みます。

補助金・交付金等につきましては、各種団体へ支給された補助金の在り方につきまして不公平感が生じないよう配慮してください。また、契約については入札を基本とし、随意契約する場合も適正な手続により実施していただきたいと思います。

時間外勤務につきましては、特定の職員の偏重した時間外勤務については是正されつつありますが、時間外勤務全体の圧縮には至っておらず、引き続き、人事管理及び健康管理の両面から時間外勤務の圧縮に取り組み、時間外勤務が多い部署や職員・時期等についてその要因を的確に把握された上で、職員のメンタルヘルスケアについても対策し、職員の士気を高め、公務効率の向上を図ってください。昨年10月に機構改革を実施されましたが、より効率的で機能的な業務体制の確立を目指してください。

昨年度はコロナウイルス感染症対策を進められる中、雨水対策、子育て環境及び学校施設整備を推進され、都市基盤整備も進められています。今後とも「第2次総合計画」で掲げる「安心・快適で元気な都市」を目指して、着実な推進を期待するものであります。

次に、水道事業会計決算審査についてであります。

50ページ中段を御覧ください。

第4、審査の結果につきましては、決算書類及び決算附属書類はいずれも関係法令に準拠して作成されており、経営成績及び財政状況を適正に表示していると認められました。

初めに業務実績であります。令和3年3月31日現在の給水人口は8千276人で、給水区域内人口に対する普及率は99.8%となっています。

51ページを御覧ください。

予算の執行状況であります。

収益的収入の水道事業収益決算額は約2億2千429万円で、予算額に対して90.8%の収入率でありました。また、収益的支出の水道事業費の決算額は約1億9千624万円で、予算額に対し88.0%の執行率でありました。資本的収入決算額は約4千359万円、次ページ、資本的支出決算額は約1億5千113万円で、資本的支出額の不足額約1億754万円は当年度分損益勘定保留資金、建設改良積立金などで補填されています。

53ページを御覧ください。

経営収支の状況についてであります。

本年度の経営収支は、総収益約2億590万円から総費用約1億8千213万円を差し引いた

額約2千377万の純利益となっています。

なお、詳細につきましては、57ページからの資料1、損益計算書構成比率表のとおりであります。

55ページを御覧ください。

4の財政状況についてであります。

資産は約15億9千846万円で、流動資産のうち未収金は約3千164万円となっています。

次に、負債・資本についてであります。負債及び資本の総額は約15億9千846万円で、このうち資本金が約9億9千66万円で、負債・資本の合計の62.0%を占めています。

なお、詳細につきましては、59ページからの資料2、貸借対照表構成比率表のとおりであります。

以上、令和2年度水道事業会計決算書類及び附属書類を審査した結果の概要であります。

56ページを御覧ください。

まとめとして記載しております。下から6行目を御覧ください。

今後の事業経営にあたりましては、土地区画整理事業など開発は進んでいるものの、給水戸数の大幅な変化が見込めない状況であり、さらに節水意識の向上が強まっていますが、水道は大切なライフラインであります。今後、配水管等水道施設の老朽化、耐震化への対応に多額に資金が必要となり、引き続き水道料金の収納確保、経費削減など効率的な企業経営に取り組み、市域における水道事業の一本化に向けた協議を進めるとともに、安心・安全で良質な水の安定供給に努められることを期待します。

次に、下水道事業会計決算審査であります。

62ページ中段を御覧ください。

第4、審査の結果につきましては、決算書類及び決算附属書類はいずれも関係法令に準拠して作成されており、経営成績及び財政状況を適正に表示していると認められました。

初めに、業務実績であります。令和3年3月31日現在の下水道普及人口は2万1千290人で、行政区内人口に対する普及率は30.7%となっています。

63ページを御覧ください。

予算の執行状況であります。

収益的収入の下水道事業収益決算額は約17億5千425万円で、予算額に対し101.6%の収入率でした。また、収益的支出の下水道事業費用決算額は約15億5千823万円で、予算

額に対し94.1%の執行率でありました。資本的収入決算額は約18億6千981万円、次ページ、資本的支出決算額は約23億6千668万円であります。

次に65ページを御覧ください。

経営状況についてであります。

本年度の経営収支は、総収益約16億3千433万円から、次ページ、総費用約15億4千413万円を差し引いた額約9千20万円の純利益となっております。

なお、詳細につきましては、68ページからの資料1、損益計算書構成比率表のとおりであります。

66ページ下段から67ページを御覧ください。

4の財政状況についてであります。

資産は約301億5千118万円で流動資産のうち未収金は約1億3千922万円となっております。

負債・資本についてであります。負債及び資本の総額は約301億5千118万円で、このうち負債の残高は約285億8千604万円で、負債資本総額の94.8%を占めています。

なお、詳細につきましては、70ページの資料2、貸借対照表構成比率表のとおりであります。以上が、令和2年度下水道事業会計決算書類及び附属書類を審査した結果であります。

67ページにまとめとして記載しております。下から3行目を御覧ください。

今後の事業経営にあたっては、清須市下水道事業中期経営戦略に基づき、下水道接続率の向上、経費節減など企業経営に取り組み、災害に対する備えを強化するとともに、持続可能な経営基盤の確立と効率化を図り、なお一層健全な下水道事業経営に取り組んでください。

次に73ページを御覧ください。

令和2年度清須市健全化判断比率審査意見でございます。

審査の結果、実施赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、一般会計及び特別会計決算の実質収支が黒字であるため、比率は表示されません。赤字となっていないので、問題ないと認められます。

実質公債費比率については1.5%、将来負担比率については8.9%で、共に早期健全化基準を大きく下回っており、問題ないと認められます。

次に75ページを御覧ください。

令和2年度清須市資金不足比率審査意見でございます。

水道事業会計及び下水道事業会計について資金不足となっていないため、比率は表示されませんでした。問題ないと認められます。

以上をもちまして、令和2年度清須市一般会計・特別会計、令和2年度清須市水道事業会計及び令和2年度下水道事業会計の決算審査、令和2年度清須市健全化判断比率審査及び令和2年度清須市資金不足比率審査の意見といたします。

議長（八木 勝之君）

ただいま監査結果及び所見の報告が終わりましたので、ここで代表監査委員の退席を許可いたします。

御苦労さまでございました。

（ 黒川代表監査委員 退席 ）

議長（八木 勝之君）

ここで、10時50分まで休憩といたしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

（ 時に午前10時39分 休憩 ）

（ 時に午前10時50分 再開 ）

議長（八木 勝之君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第13、認定第1号 令和2年度清須市一般会計決算認定について、総務部長より内容の説明を求めます。

岩田総務部長。

< 総務部長（岩田 喜一君）登壇 >

総務部長（岩田 喜一君）

総務部長、岩田です。

認定第1号について御説明します。

それでは、令和2年度清須市歳入歳出決算書の1ページを御覧ください。

認定第1号

令和2年度清須市一般会計決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度清須市一般会計歳入歳出決算を別冊の監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年8月30日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、2ページ、3ページを御覧ください。

令和2年度清須市一般会計歳入歳出決算書

まず、歳入です。

1 款市税、予算現額122億7千713万9千円、収入済額123億7千889万2千538円、不納欠損額4千153万7千314円、収入未済額3億6千613万2千18円、1項市民税から5項都市計画税までです。

2 款地方譲与税、予算現額1億6千320万円、収入済額1億6千904万8千円、1項地方揮発油譲与税から3項森林環境譲与税までです。

3 款利子割交付金、予算現額900万円、収入済額1千57万2千円、1項利子割交付金です。

4 款配当割交付金、予算現額6千200万円、収入済額6千195万円、1項配当割交付金です。

5 款株式等譲渡所得割交付金、予算現額5千800万円、収入済額5千864万円、1項株式等譲渡所得割交付金です。

6 款法人事業税交付金、予算現額8千900万円、収入済額8千746万9千円、1項法人事業税交付金です。

7 款地方消費税交付金、予算現額14億6千100万円、収入済額14億5千837万4千円、1項地方消費税交付金です。

8 款自動車取得税交付金、予算現額1千円の窓口計上、収入済額はありません。1項自動車取得税交付金です。

9 款環境性能割交付金、予算現額3千100万円、収入済額3千319万5千338円、1項環境性能割交付金です。

10 款地方特例交付金、予算現額1億1千635万3千円、収入済額1億1千635万3千円、1項地方特例交付金です。

11 款地方交付税、予算現額21億2千816万5千円、収入済額23億3千386万5千円、1項地方交付税です。

12 款交通安全対策特別交付金、予算現額1千200万円、収入済額1千251万6千円、1枚はねていただきまして、4ページ、5ページを御覧ください。一番上、1項交通安全対策特別交付金です。

13款分担金及び負担金、予算現額12億7千49万4千円、収入済額11億1千116万4千722円、1項負担金です。主なものは、斎苑施設周辺環境改善費負担金です。

14款使用料及び手数料、予算現額2億9千350万6千円、収入済額2億6千302万5千689円、1項使用料と2項手数料です。主なものは、道路占用料などの1項使用料9千678万1千591円です。

15款国庫支出金、予算現額130億7千50万8千円、収入済額121億7千908万5千937円、1項国庫負担金から3項国庫委託金までです。主なものは、特別定額給付金給付に係る補助金と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの2項国庫補助金95億1千897万3千524円です。

16款県支出金、予算現額19億8千511万6千円、収入済額18億6千236万1千49円、1項県負担金から4項県交付金までです。主なものは、土地区画整理費負担金などの1項県負担金10億1千843万5千204円です。

17款財産収入、予算現額5千617万6千円、収入済額6千488万5千673円、1項財産運用収入と2項財産売払収入です。主なものは、各基金利子などの1項財産運用収入3千529万4千30円です。

18款寄附金、予算現額2千68万8千円、収入済額6千546万8千円、1項寄附金です。主なものは、ふるさと寄附金です。

19款繰入金、予算現額12億1千159万5千円、収入済額12億1千159万2千494円、1項特別会計繰入金と2項基金繰入金です。

20款繰越金、予算現額15億8千550万7千943円、収入済額15億8千550万8千67円、1項繰越金です。

21款諸収入、予算現額7億3千940万7千円、収入済額7億945万3千768円、1項延滞金、加算金及び過料から1枚はねていただきまして6ページ、7ページを御覧ください。2段目の5項雑入までです。

22款市債、予算現額27億3千400万円、収入済額20億8千200万円、1項市債です。歳入合計です。予算現額393億7千385万5千943円、収入済額378億5千542万275円、不納欠損額4千220万3千214円、収入未済額14億1千813万7千584円となりました。

1枚はねていただきまして、8ページ、9ページを御覧ください。

歳出です。

1 款議会費、予算現額 2 億 2 千 9 2 7 万 1 千円、支出済額 2 億 2 千 4 7 4 万 4 千 5 3 1 円、1 項議会費です。

2 款総務費、予算現額 9 5 億 4 千 1 4 7 万 6 千円、支出済額 9 4 億 7 6 8 万 9 千 7 8 6 円、1 項総務管理費から 6 項監査委員費までです。主なものは、特別定額給付金費などの 1 項総務管理費 8 8 億 2 千 5 2 0 万 2 千 4 6 6 円と窓口業務民営化費などの 3 項戸籍住民基本台帳費 1 億 9 千 4 2 8 万 1 千 7 2 8 円です。

3 款民生費、予算現額 1 1 0 億 6 千 7 8 3 万 6 千円、支出済額 1 0 5 億 6 千 3 5 2 万 6 千 1 4 3 円、1 項社会福祉費から 4 項災害救助費までです。主なものは、西枇杷島地区に誘致した認定こども園整備や清洲児童館を建て替えるための児童館整備費などの 2 項児童福祉費 4 2 億 5 千 6 1 万 1 千 1 9 1 円です。

4 款衛生費、予算現額 3 9 億 9 千 8 4 2 万円、支出済額 3 4 億 4 千 3 0 0 万 4 7 1 円、1 項保健衛生費から 3 項上水道費までです。主なものは、本年 6 月 1 0 日に供用開始された五条川斎苑施設費及び斎苑施設周辺環境改善費などの 1 項保健衛生費 2 0 億 1 千 3 4 0 万 8 6 0 円です。

5 款労働費、予算現額 1 千 5 5 9 万円、支出済額 3 8 2 万 2 4 円、1 項労働諸費です。

6 款農林水産業費、予算現額 1 億 7 千 6 5 9 万 3 千円、支出済額 1 億 7 千 1 4 7 万 5 千 9 6 0 円、1 項農業費です。

7 款商工費、予算現額 8 億 4 千 2 0 2 万 8 千 2 0 0 円、支出済額 7 億 7 千 7 2 2 万 8 千 5 2 円、1 項商工費です。主なものは、未就学児と高齢者を対象とした、きよす生活応援券及び市内全世帯を対象としてプレミアム率 3 0 % の清須げんき商品券、各発行費などです。

8 款土木費、予算現額 5 3 億 3 千 6 6 8 万 9 千 8 4 3 円、支出済額 4 3 億 6 千 8 7 万 5 千 8 2 6 円、1 項土木管理費から 4 項都市計画費までです。主なものは、雨水貯留施設費などの 3 項河川費 5 千 8 6 0 万 3 千 5 3 1 円と土地区画整理費、鉄道高架費や公共下水道費などの 4 項都市計画費 3 5 億 5 4 0 万 5 千 9 6 7 円です。

1 枚はねていただきまして、1 0 ページ、1 1 ページを御覧ください。

9 款消防費、予算現額 8 億 7 千 8 0 5 万 9 千円、支出済額 8 億 6 千 5 2 4 万 7 千 3 3 7 円、1 項消防費です。主なものは、国土強靱化地域計画費などです。

1 0 款教育費、予算現額 5 2 億 2 千 9 9 2 万 9 千 9 0 0 円、支出済額 4 4 億 5 千 1 4 6 万 2 千 4 1 7 円、1 項教育総務費から 6 項保健体育費までです。主なものは、全児童生徒へのタブレット

ト端末整備や校舎長寿命化等改修工事費などの2項小学校費13億8千517万6千982円と3項中学校費8億4千549万3千1円です。

11款公債費、予算現額20億2千796万3千円、支出済額20億2千796万2千82円、1項公債費です。

12款予備費、予算現額3千万円、支出済額0円、1項予備費です。

歳出合計です。予算現額393億7千385万5千943円、支出済額は362億9千703万2千629円となりました。翌年度繰越額は15億8千154万6千351円です。

最後に、歳入歳出差引残額です。歳入歳出差引残額は15億5千838万7千646円となりました。なお、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、9億9千207万9千円です。

認定第1号の説明は以上です。

議長（八木 勝之君）

日程第14、認定第2号 令和2年度清須市国民健康保険特別会計決算認定について及び日程第16、認定第4号 令和2年度清須市後期高齢者医療特別会計決算認定についての2議案について、市民環境部長より内容の説明を求めます。

石田市民環境部長。

< 市民環境部長（石田 隆君）登壇 >

市民環境部長（石田 隆君）

市民環境部長の石田でございます。

認定第2号について御説明いたします。

それでは、別冊の令和2年度清須市歳入歳出決算書の103ページをお願いいたします。

認定第2号

令和2年度清須市国民健康保険特別会計決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度清須市国民健康保険特別会計決算を別冊監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年8月30日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、104ページ、105ページをお願いいたします。

初めに、歳入について御説明いたします。

1 款国民健康保険税、予算現額 1 3 億 2 千 5 万 3 千円、収入済額 1 3 億 1 千 4 4 4 万 6 千 2 6 3 円、不納欠損額 3 千 2 万 2 千 2 7 8 円、収入未済額は 2 億 7 千 6 1 4 万 2 千 2 5 4 円、1 項国民健康保険税です。

2 款国庫支出金、予算現額 3 5 1 万円、収入済額 1 千 6 2 8 万 8 千円、1 項国庫負担金と 2 項国庫補助金です。

3 款療養給付費交付金、予算現額 1 千円、収入済額はございません。1 項療養給付費交付金です。

4 款県支出金、予算現額 3 8 億 4 千 7 7 6 万 5 千円、収入済額 3 6 億 8 千 6 9 6 万 4 千 3 5 6 円、1 項県交付金です。

5 款財産収入、予算現額 1 千円、収入済額 7 7 9 円、1 項財産運用収入です。

6 款繰入金、予算現額 6 億 1 千 6 3 1 万 8 千円、収入済額 6 億 7 4 3 万 9 千 7 3 6 円、1 項他会計繰入金です。

7 款繰越金、予算現額 1 億 1 千 4 7 3 万 2 千円、収入済額 1 億 1 千 4 7 3 万 1 千 9 4 7 円、1 項繰越金です。

8 款諸収入、予算現額 8 千円、収入済額 1 千 4 3 0 万 3 千 6 6 0 円、1 項延滞金、加算金及び過料と 2 項雑入です。

歳入合計です。予算現額 5 9 億 2 3 8 万 8 千円、収入済額 5 7 億 5 千 4 1 7 万 4 千 7 4 1 円、不納欠損額 3 千 2 万 2 千 2 7 8 円、収入未済額 2 億 7 千 6 1 4 万 2 千 2 5 4 円となりました。

1 枚はねていただきまして、1 0 6 ページ、1 0 7 ページをお願いいたします。

次に、歳出について御説明いたします。

1 款総務費、予算現額 5 千 9 9 8 万 7 千円、支出済額 5 千 4 2 7 万 6 千 8 4 1 円、1 項総務管理費から 3 項運営協議会費です。

2 款保険給付費、予算現額 3 8 億 4 千 6 2 5 万 6 千円、支出済額 3 6 億 2 千 6 2 8 万 1 千 1 6 3 円、1 項療養諸費から 6 項傷病手当金までです。

3 款国民健康保険事業費納付金、予算現額 1 8 億 5 3 3 万 8 千円、支出済額 1 8 億 5 3 3 万 7 千 1 8 7 円、1 項医療給付費から 3 項介護納付金までです。

4 款共同事業拠出金、予算現額 2 千円、支出済額はございません。1 項共同事業拠出金です。

5 款財政安定化基金拠出金、予算現額 1 千円、支出済額はございません。1 項財政安定化基金拠出金です。

6 款保健事業費、予算現額 6 千 5 8 6 万 7 千円、支出済額 3 千 4 4 3 万 7 千 4 1 4 円、1 項特定健康診査等事業費と 2 項保健事業費です。

7 款基金積立金、予算現額 1 千円、支出済額 7 7 9 円、1 項基金積立金です。

8 款諸支出金、予算現額 1 億 4 9 3 万 6 千円、支出済額 1 億 2 6 0 万 2 1 5 円、1 項償還金及び還付加算金と 2 項繰出金です。

9 款予備費、予算現額 2 千万円、支出済額はございません。1 項予備費です。

1 枚はねていただきまして、1 0 8 ページ、1 0 9 ページをお願いいたします。

歳出合計です。予算現額 5 9 億 2 3 8 万 8 千円、支出済額 5 6 億 2 千 2 9 3 万 3 千 5 9 9 円となりました。

歳入歳出差引残額です。歳入歳出差引残額は 1 億 3 千 1 2 4 万 1 千 1 4 2 円となりました。

認定第 2 号の御説明は以上でございます。

続きまして、認定第 4 号について御説明いたします。

令和 2 年度清須市歳入歳出決算書の 1 5 1 ページをお願いいたします。

認定第 4 号

令和 2 年度清須市後期高齢者医療特別会計決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 2 年度清須市後期高齢者医療特別会計決算を別冊監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 3 年 8 月 3 0 日提出

清須市長 永田純夫

1 枚はねていただきまして、1 5 2 ページ、1 5 3 ページをお願いいたします。

初めに、歳入について御説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料、予算現額 8 億 4 千 7 9 万 3 千円、収入済額 8 億 1 千 9 8 万 5 千 2 0 0 円、不納欠損額 1 5 8 万 1 0 0 円、収入未済額 6 0 0 万 5 千 9 0 0 円、1 項後期高齢者医療保険料です。

2 款繰入金、予算現額 7 億 6 千 6 9 3 万 5 千円、収入済額 7 億 6 千 6 0 9 万 6 千 7 4 2 円、1 項他会計繰入金です。

3 款繰越金、予算現額 2 千 9 8 9 万 2 千円、収入済額 2 千 9 8 9 万 2 9 6 円、1 項繰越金です。

4 款諸収入、予算現額 6 3 6 万円、収入済額 6 2 2 万 6 千 5 2 2 円、1 項延滞金、加算金及び過料から 3 項雑入までです。

5 款国庫支出金、予算現額 4 1 万 8 千円、収入済額 8 万 3 千円、1 項国庫補助金です。

歳入合計です。予算現額 1 6 億 4 千 4 3 9 万 8 千円、収入済額 1 6 億 1 千 3 2 8 万 1 千 7 6 0 円、不納欠損額 1 5 8 万 1 0 0 円、収入未済額は 6 0 0 万 5 千 9 0 0 円となりました。

1 枚はねていただきまして、1 5 4 ページ、1 5 5 ページをお願いいたします。

次に、歳出について御説明いたします。

1 款総務費、予算現額 1 千 5 5 2 万 7 千円、支出済額 1 千 3 9 9 万 9 千 4 3 9 円、1 項総務管理費と 2 項徴収費です。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、予算現額 1 5 億 9 千 5 0 6 万 9 千円、支出済額 1 5 億 3 千 8 6 0 万 6 千 5 1 2 円、1 項後期高齢者医療広域連合納付金です。

3 款諸支出金、予算現額 3 千 2 8 0 万 2 千円、支出済額 3 千 2 6 3 万 5 千 7 1 8 円、1 項償還金及び還付加算金と 2 項繰出金です。

4 款予備費、予算現額 1 0 0 万円、支出済額はございません。1 項予備費です。

歳出合計です。予算現額 1 6 億 4 千 4 3 9 万 8 千円、支出済額 1 5 億 8 千 5 2 4 万 1 千 6 6 9 円となりました。

歳入歳出差引残額です。歳入歳出差引残額は 2 千 8 0 4 万 9 1 円となりました。

認定第 4 号の御説明は以上でございます。

議 長（八木 勝之君）

日程第 1 5、認定第 3 号 令和 2 年度清須市介護保険特別会計決算認定について、健康福祉部長より内容の説明を求めます。

加藤健康福祉部長。

< 健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）登壇 >
健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）

健康福祉部長の加藤です。よろしくお願いいたします。

認定第 3 号について御説明をいたします。

令和 2 年度清須市歳入歳出決算書の 1 2 9 ページをお願いいたします。

認定第 3 号

令和 2 年度清須市介護保険特別会計決算認定について

地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 2 年度清須市介護保険特別会計決算を別冊監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年8月30日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、130、131ページをお願いいたします。

初めに、歳入の主な内容について説明をさせていただきます。

1款介護保険料、予算現額10億1千206万3千円、収入済額10億1千683万9千800円、不納欠損額944万7千200円、収入未済額1千709万6千741円、1項介護保険料です。

2款使用料及び手数料、予算現額4万円、収入済額6万円、1項手数料です。

3款国庫支出金、予算現額10億2千182万3千円、収入済額9億8千138万4千602円、1項国庫負担金と2項国庫補助金です。

4款支払基金交付金、予算現額12億6千213万6千円、収入済額11億9千552万2千200円、1項支払基金交付金です。

5款県支出金、予算現額6億9千808万6千円、収入済額6億6千68万8千821円、1項県負担金と2項県補助金です。

6款財産収入、予算現額13万3千円、収入済額13万2千820円、1項財産運用収入です。

7款繰入金、予算現額8億6千898万9千円、収入済額8億6千898万9千円、1項他会計繰入金と2項基金繰入金です。

8款繰越金、予算現額1億259万1千円、収入済額1億259万1千386円、1項繰越金です。

9款諸収入、予算現額4千円、収入済額17万6千992円、1項延滞金、加算金及び過料と2項雑入です。

歳入合計です。予算現額49億6千586万5千円、収入済額48億2千638万5千441円、不納欠損額944万7千200円、収入未済額1千709万6千741円となりました。

続いて、歳出の主な内容について御説明をさせていただきます。

1枚はねていただきまして、132、133ページを御覧ください。

1款総務費、予算現額1億1千976万4千円、支出済額1億207万7千687円、1項総務費から4項趣旨普及費までです。主なものは、1項では職員人件費及び一般管理費、2項では賦課徴収費、3項では介護認定審査費などになります。

2 款保険給付費、予算現額 4 5 億 2 千 9 5 5 万 8 千円、支出済額 4 2 億 8 千 1 9 9 万 2 千 4 8 1 円、1 項介護サービス等費から 4 項特定入所者介護サービス費までです。主なものは、各種介護サービスに係る給付費です。

3 款地域支援事業費、予算現額 2 億 8 万 1 千円、支出済額 1 億 7 千 3 4 1 万 5 千 6 6 2 円、1 項介護予防・生活支援サービス事業費から 4 項その他諸費までです。主なものは、総合事業に係る訪問型サービスや通所サービスの事業費、介護予防ケアマネジメント事業費、一般介護予防事業費、地域包括支援センター運営費などです。

4 款基金積立金、予算現額 7 千 8 1 万 6 千円、支出済額 7 千 8 1 万 5 千 8 2 0 円、1 項基金積立金です。

5 款諸支出金、予算現額 4 千 4 6 4 万 6 千円、支出済額 4 千 3 9 1 万 1 千 2 9 8 円、1 項償還金及び還付加算金と 2 項繰出金です。主なものは、1 項償還金及び還付加算金では、第 1 号被保険者の保険料還付金と国及び県などへの償還金、2 項繰出金では一般会計への繰出金です。

6 款予備費、予算現額 1 0 0 万円、支出済額はありません。1 項予備費です。

歳出合計です。予算現額 4 9 億 6 千 5 8 6 万 5 千円、支出済額 4 6 億 7 千 2 2 1 万 2 千 9 4 8 円。

歳入歳出差引残額です。歳入歳出差引残額は 1 億 5 千 4 1 7 万 2 千 4 9 3 円となりました。

認定第 3 号の説明は以上でございます。

議 長（八木 勝之君）

日程第 1 7、認定第 5 号 令和 2 年度清須市水道事業決算認定について及び日程第 1 8、認定第 6 号 令和 2 年度清須市下水道事業決算認定についての 2 議案について、建設部長より内容の説明を求めます。

永淵建設部長。

< 建設部長（永淵 貴徳君）登壇 >

建設部長（永淵 貴徳君）

建設部長の永淵でございます。よろしくお願いいたします。

認定第 5 号 令和 2 年度清須市水道事業決算認定について御説明を申し上げます。

別冊の令和 2 年度清須市水道事業決算書、清須市下水道事業決算書の 3 ページをお開きください。

認定第 5 号

令和2年度清須市水道事業決算認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和2年度清須市水道事業決算を別冊監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年8月30日提出

清須市長 永田純夫

6ページ、7ページをお開きください。

令和2年度清須市水道事業決算報告書について、主な内容を御説明申し上げます。

(1) 収益的収入及び支出について御説明をいたします。

収入

1 款水道事業収益、予算額2億4千689万5千円、決算額2億2千428万5千50円、
1 項営業収益から3 項特別利益まででございます。

支出

1 款水道事業費用、予算額2億2千297万3千円、決算額1億9千623万8千58円、
1 項営業費用から3 項特別損失まででございます。

1 枚はねていただきまして、8ページ、9ページをお開きください。

(2) 資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入

1 款資本的収入、予算額4千75万5千円、決算額4千359万376円、1 項工事負担金、
2 項県補助金。

支出

1 款資本的支出、予算額1億7千532万5千円、決算額1億5千112万5千482円、
1 項建設改良費から3 項県補助金返還金まででございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億753万5千106円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額423万9千618円、当年度分損益勘定留保資金3千304万9千472円、繰越利益剰余金処分額1千21万2千384円、減債積立金561万円及び建設改良積立金5千442万3千632円で補填をいたしました。

13ページを御覧ください。

令和2年度清須市水道事業損益決算書について御説明申し上げます。

1 営業収益1億8千383万6千997円、(1) 給水収益から(3) その他営業収益まで

でございます。

2 営業費用1億7千410万5千558円、(1)原水及び浄水費から(6)資産減耗費まででございます。

営業収益と営業費用の差引き973万1千439円が営業利益となっております。

3 営業外収益2千41万1千276円、(1)受取利息及び配当金から(4)他会計補助金まででございます。

4 営業外費用776万7千445円、(1)支払利息、(2)雑支出でございます。

営業外収益と営業外費用の差引き1千264万3千831円に営業利益を合わせました経常利益は2千237万5千270円となります。

5 特別利益164万8千775円、(1)過年度損益修正益、6 特別損失25万7千621円、(1)過年度損益修正損でございます。

特別利益と特別損失の差引き139万1千154円に経常利益を合わせました当年度純利益は2千376万6千424円となりました。

当年度純利益に前年度繰越利益剰余金2千476万4千480円、その他未処分利益剰余金変動額6千3万3千632円を合わせまして、当年度未処分利益剰余金といたしまして1億856万4千536円となりました。

認定第5号の説明を以上でございます。

続きまして、認定第6号 令和2年度清須市下水道事業決算認定について御説明申し上げます。

別冊の令和2年度清須市水道事業決算書、清須市下水道事業決算書の41ページをお開きください。

認定第6号

令和2年度清須市下水道事業決算認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和2年度清須市下水道事業決算を別冊監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年8月30日提出

清須市長 永田純夫

44ページ、45ページをお開きください。

令和2年度清須市下水道事業決算報告書について、主な内容について御説明申し上げます。

(1)収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入

1 款下水道事業収益、予算額 1 7 億 2 千 6 2 8 万 4 千円、決算額 1 7 億 5 千 4 2 5 万 2 千 7 8 9 円、1 項営業収益から 3 項特別利益まででございます。

支出

1 款下水道事業費用、予算額 1 6 億 5 千 5 5 3 万 7 千円、決算額 1 5 億 5 千 8 2 2 万 8 千 1 4 8 円、1 項営業費用から 4 項予備費まででございます。

1 枚はねていただきまして、4 6 ページ、4 7 ページをお開きください。

(2) 資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入

1 款資本的収入、予算額 2 0 億 7 千 9 8 2 万 1 千円、決算額 1 8 億 6 千 9 8 0 万 5 千 6 0 0 円、1 項企業債から 7 項その他資本的収入まででございます。

支出

1 款資本的支出、予算額 2 7 億 5 6 9 万 1 千円、決算額 2 3 億 6 千 6 6 8 万 3 千 3 6 0 円、1 項建設改良費から 4 項その他資本的支出まででございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 5 億 5 千 1 6 9 万 2 千 3 6 0 円は過年度分損益勘定留保資金 5 千 4 4 5 万 5 千 6 4 0 円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 5 千 4 7 5 万 6 千 5 1 0 円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 3 5 6 万 3 千 8 8 5 円、繰越工事資金 3 億 3 千 1 0 7 万 2 千 4 7 4 円及び引継金 1 億 7 8 4 万 3 千 8 5 1 円で補填をいたしました。

5 1 ページを御覧ください。

令和 2 年度清須市下水道事業損益計算書について御説明申し上げます。

1 営業収益 6 億 7 千 4 2 9 万 6 千 7 9 6 円、(1) 下水道使用料から (3) その他営業収益まででございます。

2 営業費用 1 3 億 5 千 6 0 0 万 8 千 3 0 2 円、(1) 管渠費から (8) 資産減耗費まででございます。

営業収益と営業費用の差引き 6 億 8 千 1 7 1 万 1 千 5 0 6 円が営業損失となっております。

3 営業外収益 9 億 5 千 3 8 8 万 2 千 6 3 3 円、(1) 他会計負担金から (3) その他営業外収益まででございます。

4 営業外費用 1 億 8 千 8 0 9 万 3 千 7 4 1 円、(1) 支払利息、(2) 雑支出でございます。

営業外収益と営業外費用の差引き 7 億 6 千 5 7 8 万 8 千 8 9 2 円となっております、これに

営業損失を合わせました経常利益は8千407万7千386円となります。

- 5 特別利益614万7千404円、(1)過年度損失修正益、(2)その他特別利益、
6 特別損失2万7千727円、(1)過年度損益修正損でございます。

特別利益と特別損失の差引き611万9千677円に経常利益を合わせました当年度純利益は9千19万7千63円となりました。当年度純利益に前年度繰越欠損金4億5千352万7千17円を合わせまして、当年度未処理欠損金といたしまして3億6千332万9千954円となりました。

認定第6号の説明は以上でございます。

議長(八木 勝之君)

日程第19、議案第37号 清須市個人情報保護条例及び清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案及び日程第20、議案第38号 清須市税条例の一部を改正する条例案の2議案について、総務部長より内容の説明を求めます。

岩田総務部長。

< 総務部長(岩田 喜一君)登壇 >

総務部長(岩田 喜一君)

総務部長、岩田です。

議案第37号及び議案第38号について御説明します。

それでは、市長提出議案等の15ページを御覧ください。

議案第37号

清須市個人情報保護条例及び清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年8月30日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるからです。

1枚はねていただきまして、16ページを御覧ください。

清須市個人情報保護条例及び清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

清須市個人情報保護条例及び清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

第1条は、個人情報保護条例の一部改正です。

デジタル庁の設置に伴い、内閣総理大臣が情報提供、ネットワークシステムの設置及び管理を行うこととなるため、情報提供等記録を訂正した場合の通知先に係る規定を総務大臣から内閣総理大臣に改正するものです。

その他の改正は、第2条の個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正を含め、引用規定の号ずれを整理するものです。

附則です。

この条例は、公布の日から施行する。

議案第37号の説明は以上です。

続きまして、議案第38号について御説明します。

右側の17ページを御覧ください。

議案第38号

清須市税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年8月30日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い、個人市民税の医療費控除の特例期間の延長等を行う必要があるからです。

1枚はねていただきまして、18ページを御覧ください。

併せて、黄緑色の表紙の市長提出議案等説明資料の12ページも御覧いただくと幸いです。

清須市税条例の一部を改正する条例案

清須市税条例の一部を改正する条例

清須市税条例の一部を次のように改正する。

第24条とページ中ほどの附則第5条の改正は、個人市民税の国外居住親族の取扱いの規定の整理です。均等割、所得割の非課税限度額の算定基礎となる扶養親族から規定に該当しない30歳以上70歳未満の国外居住親族を除外するための改正です。

その下、附則第6条の改正は、個人市民税の医療費控除の特例期間を令和8年12月31日まで延長するための改正です。

その下、附則第10条の改正は、固定資産税の課税標準の特例の規定の整備です。特定都市河川浸水被害対策法等に基づき、認定を受けて整備された雨水貯留浸透施設について、課税標準額を当該課税標準額の3分の1とするための改正です。

最後、附則第22条の改正は、法人税割の税率の特例期間の延長です。都市基盤整備を推進する財源確保のため、法人税割の税率の特例期間を令和9年3月31日まで延長するための改正です。

その他の改正は、用語の整理等です。

附則です。

まず、第1条の施行期日です。

個人市民税の医療費控除の特例期間の施行期日は、令和4年1月1日です。

第1号、法人税割の税率の特例期間の延長の施行期日は、公布の日です。

第2号、個人市民税の国外居住親族の取扱いの施行期日は、令和6年1月1日です。

右側の19ページを御覧ください。

第3号、固定資産税の課税標準の特例の施行期日は、改正特定都市河川浸水被害対策法等の施行の日、令和3年5月10日から6月を超えない範囲で政令で定める日となります。

附則第2条は、市民税に関する経過措置の規定です。

議案第37号及び議案第38号の説明は以上です。

議長（八木 勝之君）

日程第21、議案第39号 清須市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例案について、市民環境部長より内容の説明を求めます。

石田市民環境部長。

< 市民環境部長（石田 隆君）登壇 >

市民環境部長（石田 隆君）

市民環境部長の石田でございます。

議案第39号について御説明いたします。

市長提出議案等の21ページをお願いいたします。

議案第39号

清須市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年8月30日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、入院による医療に係る子ども医療費の対象者を18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に拡大するため、必要があるからです。

1枚はねていただきまして、22ページをお願いいたします。

清須市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例案

清須市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例

清須市子ども医療費支給条例の一部を次のように改正する。

それでは、別冊の黄緑色の参考資料①の13ページをお開きください。

現行の本市子ども医療費につきましては、中学校世代である15歳に達する日以後の最初の3月31日までにおいて、入院及び通院に係る医療費を支給することで実質医療費の無償化を行っております。

今回の改正では、これに加え、入院に係る医療費を支給する対象者を高校生世代である18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあたるものまで拡大するもので、令和2年県内出生率1位となった本市の子どもの福祉増進並びに子育て世代の経済的な負担を軽減するものでございます。

市長提出議案等の説明資料22、23ページに戻っていただきまして、ただいま御説明いたしました内容につきまして条文を整理したものになります。

最後に、23ページの一番下になりますが、附則としまして、1項施行期日ですが、この条例は、令和3年10月1日から施行するものです。

1枚はねていただきまして、24ページをお願いいたします。

2 項経過措置、この条例の施行前に行われた診療、薬剤の支給または手当に係る医療費の支給については、なお、従前の例によるところでございます。

3 項今回の条例案の改正に伴い、清須市精神障害者医療支給条例の一部を改正するものです。

議案第 39 号の御説明は以上でございます。

議長（八木 勝之君）

日程第 22、議案第 40 号 令和 2 年度清須市水道事業未処分利益剰余金の処分について、建設部長より内容の説明を求めます。

永渕建設部長。

< 建設部長（永渕 貴徳君）登壇 >

建設部長（永渕 貴徳君）

建設部長の永渕でございます。よろしくお願いいたします。

議案第 40 号

令和 2 年度清須市水道事業未処分利益剰余金の処分について御説明申し上げます。

提出案件の 25 ページをお願いいたします。

議案第 40 号

令和 2 年度清須市水道事業未処分利益剰余金の処分について

令和 2 年度清須市水道事業未処分利益剰余金 1 億 8 5 6 万 4 千 5 3 6 円のうち 7 千 2 4 万 6 千 1 6 円を資本金に組み入れ、残余を繰り越すことについて、地方公共企業法第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 3 年 8 月 30 日提出

清須市長 永田純夫

別冊の令和 2 年度清須市水道事業決算書、清須市下水道事業決算書の 14 ページ、15 ページをお開きください。

中断より下の表になります。よろしくお願いいたします。

令和 2 年度清須市水道事業剰余金処分計算書（案）について、主な内容について御説明申し上げます。

当年度の資本金、資本剰余金、未処分利益剰余金の残高はここに記載のとおりでございます。

議会の議決による処分額といたしまして、未処分利益剰余金 1 億 8 5 6 万 4 千 5 3 6 円から繰越利益剰余金処分相当額 1 千 2 1 万 2 千 3 8 4 円、減債積立金取崩相当額 5 6 1 万円、建設改良

積立金取崩相当額5千442万3千632円を資本金に組み入れる処分案としております。処分後の残高は繰越利益剰余金といたしまして3千831万8千520円となります。

議案第40号の説明は以上でございます。

議長（八木 勝之君）

ここでお諮りをいたしますが、このまま会議を続けたいと思いますが、御異議はございませんでしょうか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

議長（八木 勝之君）

ありがとうございます。

それでは、日程第23、議案第41号 令和3年度清須市一般会計補正予算（第6号）案について、総務部長より内容の説明を求めます。

岩田総務部長。

< 総務部長（岩田 喜一君）登壇 >

総務部長（岩田 喜一君）

総務部長、岩田です。

議案第41号について御説明します。

令和3年度一般会計・特別会計補正予算書及び説明書の1ページを御覧ください。

議案第41号

令和3年度清須市一般会計補正予算（第6号）

令和3年度清須市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の補正です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億6千514万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ291億8千320万2千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年8月30日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、2ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正です。

まず、歳入です。

10 款地方特例交付金、補正額 1 億 8 千 5 万 2 千円の減額、1 項地方特例交付金です。

11 款地方交付税、補正額 7 億 7 千 6 万 5 千 9 千円の増額、1 項地方交付税です。

15 款国庫支出金、補正額 1 億 1 千 5 百 7 万 3 千 8 千円の増額、1 項国庫負担金と 2 項国庫補助金です。主なものは、1 項国庫負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 5 千 4 百 6 万 7 千円と 2 項国庫補助金のうち新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 5 千 3 百 4 万 1 千 3 千円です。

16 款県支出金、補正額 1 億 5 千 4 百 2 万 9 千 9 千円、2 項県補助金です。民間が運営する有料老人ホーム建設に係る介護施設等整備事業費補助金です。

19 款繰入金、補正額 1 億 2 千 7 万 8 千 2 千円の減額、1 項特別会計繰入金と 2 項基金繰入金です。主なものは、2 項基金繰入金のうち今までに予定した財政調整基金の繰入れを取りやめる財政調整基金繰入金で、1 億 2 千 4 百 3 万 4 千 1 千円の減額です。今補正後の財政調整基金の現在高は 2 億 3 千 6 百 8 万 7 千 2 万 6 千円となります。

20 款繰越金、補正額 7 億 9 千 2 百 0 万 7 千 9 千円の増額、1 項繰越金です。

右側の 3 ページを御覧ください。

歳出です。

2 款総務費、補正額 4 億 6 千 4 百 4 万 2 千円の増額、1 項総務管理費です。今後の財政需要を考慮し、減債基金、都市計画施設基金及び義務教育施設整備基金にそれぞれ積立てを行う基金管理費です。

3 款民生費、補正額 1 億 7 千 7 百 8 万 9 千円の増額、1 項社会福祉費と 2 項児童福祉費です。主なものは、1 項社会福祉費のうち在宅介護を担う家族の負担を軽減するため、認知症高齢者等に対する個人賠償責任保険事業を新たに実施するための高齢者在宅福祉費 1 万 4 千円と子育て世代を支援するため、今年 10 月から入院は高校生等も無料の対象となるよう、子ども医療費助成の対象年齢を 18 歳以下まで引き上げるための福祉医療費 3 億 9 千 4 万 4 千円です。

4 款衛生費、補正額 1 億 8 千 9 万円の増額、1 項保健衛生費です。新型コロナウイルスワクチンの接種体制の変更等に伴う予防接種費です。

10 款教育費、補正額 1 千 5 百 2 万 0 千円の増額、2 項小学校費と 3 項中学校費です。国の補正予算の学校保険特別対策事業に呼応した小学校及び中学校管理費です。

議案第 41 号の説明は以上です。

議長（八木 勝之君）

日程第 2 4、議案第 4 2 号 令和 3 年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）案及び日程第 2 6、議案第 4 4 号 令和 3 年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）案の 2 議案について、市民環境部長より内容の説明を求めます。

石田市民環境部長。

＜ 市民環境部長（石田 隆君）登壇 ＞

市民環境部長（石田 隆君）

市民環境部長の石田でございます。

初めに、議案第 4 2 号について御説明いたします。

別冊の令和 3 年度一般会計・特別会計補正予算書及び説明書の 2 3 ページをお願いいたします。

議案第 4 2 号

令和 3 年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度清須市の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次の定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 1 千 1 2 4 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 7 億 7 千 9 7 7 万 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 8 月 3 0 日提出

清須市長 永田純夫

1 枚はねていただきまして、2 4 ページをお願いいたします。

歳入について御説明いたします。

7 款繰越金、補正額 1 億 1 千 1 2 4 万 1 千円の増額、1 項繰越金です。

次に、右側 2 5 ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

8 款諸支出金、補正額 1 億 1 千 1 2 4 万 1 千円の増額、2 項繰出金です。

議案第 4 2 号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第 4 4 号について御説明いたします。

令和 3 年度一般会計・特別会計補正予算書及び説明書の 4 7 ページをお願いいたします。

議案第44号

令和3年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和3年度清須市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7千292万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億840万3千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年8月30日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、48ページをお願いいたします。

歳入について御説明いたします。

3款繰越金、補正額2千804万円の増額、1項繰越金です。

4款諸収入、補正額4千488万7千円の増額、3項雑入です。

次に、右側49ページをお願いします。

歳出について御説明いたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、補正額141万9千円の増額、1項後期高齢者医療広域連合納付金です。

3款諸支出金、補正額7千150万8千円の増額、2項繰出金です。

議案第44号の御説明は以上でございます。

議長（八木 勝之君）

日程第25、議案第43号 令和3年度清須市介護保険特別会計補正予算（第1号）案について、健康福祉部長より内容の説明を求めます。

加藤健康福祉部長。

< 健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）登壇 >
健康福祉部長兼企画部新型コロナウイルスワクチン接種対策監（加藤 久喜君）

健康福祉部長の加藤でございます。よろしくをお願いいたします。

議案第43号について御説明をいたします。

令和3年度一般会計・特別会計補正予算書及び説明書の35ページを御覧ください。

議案第43号

令和3年度清須市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和3年度清須市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5千731万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億7千647万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年8月30日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、36ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正の歳入を御説明させていただきます。

3款国庫支出金、補正額34万円の増額、2項国庫補助金です。

5款県支出金、補正額6万1千円の増額、1項県負担金です。

7款繰入金、補正額274万円の増額、1項他会計繰入金です。

8款繰越金、補正額1億5千417万1千円の増額、1項繰越金です。

右側の37ページを御覧ください。

歳出を説明させていただきます。

1款総務費、補正額308万円の増額、1項総務管理費です。主なものは、介護報酬改定に伴うシステム改修費です。

4款基金積立金、補正額8千326万3千円の増額、1項基金積立金です。主なものは、精算に伴う介護給付費準備基金積立金です。

5款諸支出金、補正額7千96万9千円の増額、1項償還金及び還付加算金と2項繰出金です。主なものは、精算に伴う国庫県支出金の返還金です。

議案第43号の説明は以上でございます。

議長（八木 勝之君）

日程第27、報告第6号 令和2年度清須市決算の健全化判断比率等について及び日程第28、報告第7号 尾張土地開発公社令和2年度決算に関する書類についての2案件について、総務部長より内容の説明を求めます。

岩田総務部長。

< 総務部長（岩田 喜一君）登壇 >

総務部長（岩田 喜一君）

総務部長、岩田です。

報告第6号及び報告第7号について御説明します。

それでは、市長提出議案等の27ページを御覧ください。

報告第6号

令和2年度清須市決算の健全化判断比率等について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、当該決算の健全化判断比率及び資金不足比率を別紙のとおり報告する。

令和3年8月30日提出

清須市長 永田純夫

1枚はねていただきまして、28ページを御覧ください。

別紙1 令和2年度清須市決算の健全化判断比率等について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、当該決算の健全化判断比率に別冊監査委員の意見をつけて次のとおり報告する。

下の表を御覧ください。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、共に赤字が生じていないため、それぞれ比率は算出されませんでした。

実質公債費比率は、下段の表、標準財政規模が増加したことに伴い、前年度比マイナス0.5ポイントの1.5%となりました。

将来負担比率は、西春日井福祉会が実施する第6特別養護老人ホーム建設に係る債務負担行為や五条広域事務組合が斎苑建設のために起債した事業債に対する将来負担額の増加に伴い、前年度比プラス8.1ポイントの8.9%となりました。

健全化判断比率は、それぞれ早期健全化判断比率を大幅に下回っています。

右側の29ページを御覧ください。

別紙2 令和2年度清須市決算の資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、当該決算の資金不足比率に別冊監査委員の意見をつけて、次のとおり報告する。

下の表を御覧ください。

水道事業会計及び下水道事業会計は、共に資金不足を生じていないため、それぞれ経営健全化基準を大幅に下回っています。

報告第6号の説明は以上です。

1枚はねていただきまして、右側の31ページを御覧ください。

報告第7号

尾張土地開発公社令和2年決算に関する書類について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、尾張土地開発公社の令和2年度決算に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和3年8月30日提出

清須市長 永田純夫

それでは、別冊の令和2年度尾張土地開発公社決算書の1ページを御覧ください。

令和2年度尾張土地開発公社事業報告書です。

1 総括事項

令和2年度の事業は、取得面積が2千541.89平方メートル、取得金額が1億7千617万2千670円、処分面積が6千670.95平方メートル、処分金額が4億80万722円でした。

2枚はねていただきまして、4ページを御覧ください。

6 決算報告書

(1) 収益的収入及び支出です。

上段の表の収益的収入は、右から2つ目の決算額の欄の一番下の合計4億463万1千162円。

下段の表の収益的支出は、右から3つ目の決算額の欄の一番下の合計4億348万3千291円でした。

右側の5ページを御覧ください。

(2) 資本的収入及び支出です。

上段の表の資本的収入は、右から2つ目の決算額の欄の一番下の合計5億7千697万3千392円。

下段の表の資本的支出は、右から3つ目の決算額の欄の一番下の合計5億7千697万3千

392円の同額です。

最後に、清須市に関連する事業について御説明します。

1枚お戻りいただきまして、右側の3ページを御覧ください。

令和2年度決算の清須市関連事業は、一番右の備考欄、上から8番目、東郷町の下の清須市の行を御覧ください。

事業名は一場公民館整備用地取得事業1、1というのは、令和元年度に取得した事業という意味です。処分面積が525.64平方メートル、処分金額は1千749万254円となっています。

報告第6号及び報告第7号の説明は以上です。

議長（八木 勝之君）

これで、報告第6号及び報告第7号の報告を終わります。

最後に、日程第29、発議第1号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者であります白井議員より、提案理由及び内容の説明を求めます。

説明は発言席でお願いいたします。

白井議員。

< 19番議員（白井 章君）登壇 >

19番議員（白井 章君）

議席19番、白井 章でございます。

発議第1号の意見書案の内容について説明させていただきます。

発議第1号

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）

このことについて別紙のとおり意見書を提出するものとする。

令和3年8月30日提出

提出者 清須市議会議員 白井 章

賛成者 清須市議会議員 天野武藏、久野 茂、高橋哲生、加藤光則、飛永勝次、下堂 稔、
富田雄二

はねていただきまして、意見書（案）を朗読し、提案理由の説明とさせていただきます。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）

未来を担う子どもたちが夢や希望を持ち、健やかに成長していくことは、全ての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成に向けて日々真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちを取り巻く教育課題は依然として解決されていない。

また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人ひとりに応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。

さらに、小学校、中学校ともに新学習指導要領が全面実施となり、学習内容の増加により、子どもたちや学校現場の負担となっている。

本年度、義務標準法の改正に伴い、小学校について学級編制の標準が5年かけて、学年進行で35人に計画的に引き下げられることとなり、政府予算において、少人数によるきめ細やかな指導体制の整備のために744人の定数措置がなされた。しかし、中学校における少人数学級の推進については、附帯決議の中で触れられることにとどまった。また、依然として教職員定数改善計画は示されておらず、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、不十分なものであると言わざるを得ない。

少人数学級は、地域・保護者からも一人ひとりの子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、全ての子どもたちに行き届いた教育を行うためにも、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、均等に一定水準の教育が受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の1つである。

よって貴職においては、来年度の政府予算編成にあたり、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年〇〇月〇〇日

清須市議会

内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣 宛

議員各位におかれましては、慎重に御審議の上、発議第1号につきまして御賛同いただきますようお願いいたしまして、説明を終わります。

議長（八木 勝之君）

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、次回の本会議は、9月1日午前9時30分から再開いたします。

早朝より大変御苦労さまでございました。

これをもちまして、本日は散会といたします。

（ 時に午後 0時15分 散会 ）